

四日市市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

（あて先）三重県四日市市長

四日市市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年	月	日
---	---	---

変更 廃止 ※廃止の場合①②のみ記入してください。

①届出者 (窓口に来られた方)	フリガナ	
	氏名	(年 月 日生)
	住所	〒
	連絡先	(自宅) (携帯) (他)
	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人
②登録者 (登録している内容) <small>※変更の場合は変更前の内容を記入してください</small>	フリガナ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 上記①の氏名と同じ (年 月 日生)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記①の住所と同じ
	本籍/筆頭者	/
	連絡先	(自宅) (携帯) (他)

登録事項の変更内容（変更箇所のみ記入してください。）

③変更内容	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	本籍/筆頭者	/

*注1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にはレ点を付けてください。

*注2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1)あなたの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- (2)あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
- (3)あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）
- (4)現在四日市市に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類。

※次の欄は、記入しないで下さい。

受付者	登録日	本人等の確認書類	□本人	□代理人	□法定代理人	戸籍処理者	住基処理者
	年 月 日	□個 □免 □旅 □その他 ()					

四日市市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出について

1. この届出書は、四日市市本人通知制度に事前登録された方に係る登録内容に変更があったとき、又は事前登録を廃止しようとするときに使用するものです。
※四日市市以外の市区町村へ転出されるとき
新住所地の市区町村役場へ転入届を提出してから、事前登録の変更届出書を提出していただく必要があります。
2. この届出書を提出しようとする人は、必要事項を記入の上、届出人本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートその他本人であることを証するため市長が適当と認める書類。以下「本人確認書類」という。）を提示又は提出してください。
3. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による届出は、次のいずれかに該当する場合にはすることができます。
(1)事前登録された方が疾病その他やむを得ない理由により直接届出をすることができない場合
(2)本市以外に居住している場合
4. 郵便等により届出をするときは、この届出書に必要事項を記載の上、本人確認書類の写しを同封してください。
5. この届出書により事前登録を廃止した場合において、届出日の前日までに四日市市住民票の写し等交付通知書を発送すべき事案があるときは、届出日以後であっても通知書を送付します。

【問い合わせ先】

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 市民課 受付グループ

(TEL 059-354-8152)